

【2026年10月21日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第249号 ■■

【目次】

1. 国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？
行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」
2. 不妊治療と仕事との両立支援に関する研修会と個別相談会のご案内
3. 女性の健康課題や母性健康管理に関するオンデマンド研修会のご案内
4. 「働き方・休み方改革シンポジウム」開催のご案内
5. 令和8年度勤務間インターバル制度導入促進シンポジウムを開催します
6. 「ものづくりマイスター」活用説明会をオンライン開催します
7. 11月は「過労死等防止啓発月間」です

【トピック 1】国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？ 行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層(45 歳以上)に特化した求人サイト「官民ジョブサイト」を運営しています。このサイトに求人を掲載すると、国家公務員(求職者)が閲覧・応募できる仕組みになっています。

■■「官民ジョブサイト」の五つの特長

①完全無料

利用開始から採用決定まで、料金は一切かかりません。

②レア人材

他のサービスでは探しにくい特定分野の人材が求職者として登録しています。公務で培った高い専門能力や事務能力を持つ経験豊富な方の採用が可能です。幅広い業種・地域の人材ニーズにも対応しています。

③安心(利害関係等の確認の仕組み)

求人への応募が国家公務員に固有の規制(利害関係のある企業等への求職活動の禁止)に抵触

しないか、官民人材交流センターが事前チェックするので、安心して利用できます。

④情報検索

利用登録後、すぐに求職者情報(職務経歴、資格・免許、自己 PR 等)を検索・閲覧できるようになります。どのような求人を出すか、求職者情報を確認しながら検討できます。

⑤スカウト

応募を待つだけでなく、求職者情報を検索・閲覧し、求職者に掲載中の求人への応募を促す「スカウト」機能も利用できます。

【求人者(事業主)】

- ・ 全国の企業・団体が登録(約 2,200 社)
- ・ 民間企業のほか、非営利法人、国公私立大学、士業事務所など、さまざまな事業者・団体にご利用いただいています。

【求職者(登録している国家公務員)】

- ・ 働きながら転職を希望する職員(一部退職者も含む)が登録(22 省庁・約 3,700 人)
- ・ 職員の経験分野や役職段階は多様で、専門資格保有者も少なくありません。
- ・ 40 代が約 7%、50 代が 49%、60 代が約 44%

【詳細・利用申し込みはこちら】

官民人材交流センター(内閣府ウェブサイト)

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

【お問い合わせ】

内閣府官民人材交流センター

TEL:03-6268-7677

----- 【トピック 2】不妊治療と仕事との両立支援に関する研修会と個別相談会のご案内 -----

厚生労働省では、特に不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象として、不妊治療を受けやすい休暇制度・両立支援制度の紹介等を行うオンデマンド研修会や、社会保険労務士、産業医によるオンラインによる個別相談会を実施します。

特設サイトから受け付けを開始していますので、お気軽にお申し込みください。

【詳細・申し込みはこちら】

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業特設サイト

<https://funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

【トピック 3】女性の健康課題や母性健康管理に関するオンデマンド研修会のご案内

厚生労働省では、特に企業の人事労務担当者等を対象として、産婦人科医等による女性の健康支援の取り組みのポイントや、妊産婦の症状への措置事項等に関するオンデマンド研修を実施しています。

働く女性の健康支援の情報提供を行う「働く女性の心とからだの応援サイト」より受け付けを開始していますので、お気軽にお申し込みください。

【詳細・申し込みはこちら】

働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu2026/>

【トピック 4】「働き方・休み方改革シンポジウム」開催のご案内

厚生労働省は、働き方・休み方改革推進の機運を高めることを目的として、事業主・企業の人事労務担当者向けにシンポジウムを開催します。

近年、働き方改革に取り組む企業が増えた一方で、働き方改革に対する疑問の声を聞くことも増えてきました。

働き方改革に取り組んでみたものの、取り組みが形骸化してしまった企業や、次の一手に悩む企業もあるのではないのでしょうか。本シンポジウムでは、学識経験者による解説や企業の取り組み事例、パネルディスカッションを通じて、働き方改革のこうした疑問について議論し、働き方改革の“これから”を考えます。

事業主・人事労務担当の皆さまはもちろん、働き方・休み方改革に関心のある方はどなたでもご参加いただけます。参加費は無料です。

<このような方におすすめ>

- ・働き方改革を経営戦略の一環として推進したい
- ・人材確保や定着率向上に課題を感じている
- ・従業員のエンゲージメント向上に取り組みたい
- ・先進企業の取り組み事例や最新動向を知りたい
- ・次の一手となる施策のヒントを得たい

【開催日時】

10月28日(水) 14:00～16:30

【開催形式】

オンライン(Zoom ウェビナー利用)

【詳細・申し込みはこちら】

働き方・休み方改革シンポジウム

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

【トピック 5】令和8年度勤務間インターバル制度導入促進シンポジウムを開催します

厚生労働省では、勤務間インターバル制度の導入を促進するためのシンポジウムを11月18日(水)にオンラインにて開催します。

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保するための制度です。

本シンポジウムでは、2019年4月から導入が企業の努力義務となっている勤務間インターバル制度について、その重要性や企業が取り組むことによる価値向上、取り組みを進めるためのポイント、効果等について、制度を導入している企業の事例とともに解説します。

今年度は、前半の基調講演に為末大氏を招き、株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵氏とともに、戦略的な休息と活躍し続ける組織の在り方についてお話しいただきます。

後半では本制度導入企業による事例の発表とパネルディスカッションを通して、導入を検討している企業の皆さまのみならず、制度を知らなかった方にとっても有益な情報をお届けします。ぜひご参加ください。参加費は無料です。

【開催日時】

11月18日(水)13時30分～15時30分（オンライン開催）

【開催内容】

- ・ 開催テーマ
「休息」は攻めの経営戦略 ～勤務間インターバル制度がもたらす組織の強靱化～
- ・ 基調講演
「休む力が、成果を変える – 戦略的な休息と勤務間インターバルの価値 –」(仮題)
- ・ 企業事例紹介、パネルディスカッション

【申し込みはこちら】

令和8年度勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム

<https://www.interval-symposium.com>

【トピック 6】「ものづくりマイスター」活用説明会をオンライン開催します

製造・建設業の経営者・現場管理者の皆さま、こんなお悩みはありませんか？

- ・ 熟練技能者の退職等に伴い、技能やノウハウの継承に課題を抱えている。
- ・ 若手社員に十分な現場指導・教育ができていない。
- ・ 社員の技能向上を通じて、作業の効率化や生産性の向上を図りたい。

こうした課題の解決を、「ものづくりマイスター」が支援します。

「ものづくりマイスター制度」は、ものづくりの優れた技能・指導経験を有する熟練技能者(1級技

能士等)を、中小企業等に派遣し実践的な実技指導を行う制度です。

「ものづくりマイスター」の派遣費用は原則無料です。

説明会では、「ものづくりマイスター」の派遣指導を活用し成果につなげている中小企業の実例をインタビュー形式でご紹介し、併せて制度のポイントや利用の流れもご案内します。

後継者・若手社員の育成や技能継承に取り組む経営者・現場管理者の方をはじめ、「ものづくりマイスター」に関心をお持ちの皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催形式】

Zoom によるオンライン開催で、全国どなたでも参加できます。

事前申し込み制・参加費無料。

【開催日時】

■事例紹介：株式会社尾高工作所

第1回：11月26日(木) 14:00～14:45

第4回：12月15日(火) 18:00～18:45

■事例紹介株式会社大和

第2回：12月1日(火) 18:00～18:45

第3回：12月10日(木) 14:00～14:45

※ 各事例とも同内容を2回実施します。ご都合のよい日時にご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】

技能振興ポータルサイト「技のとびら」

(「ものづくりマイスター」活用説明会申し込み)

<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/briefing/>

【お問い合わせ】

中央技能振興センター(中央職業能力開発協会 技能者育成支援室)

[厚生労働省委託事業：若年技能者人材育成支援等事業]

TEL:03-5843-3690

E-mail:wazatobi@javada.or.jp

【トピック 7】11 月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消のためのセミナー」を全国で
開催します

厚生労働省は、「過労死等防止対策推進法」に基づき、国民の皆さまに過労死等を防止することの重要性について知ってもらい、関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」としています。

国民一人ひとりが過労死等とその防止に対する理解を深めることで、過労死等の防止に取り組み、「過労死ゼロ」の社会を実現することを目指し、月間ではさまざまな取り組みを行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウムを全国で順次開催
働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。

全国 47 都道府県で開催します。現在、準備が整った会場から申し込みを受け付けています。
東京中央会場は、11 月 5 日(木)に東京大学本郷キャンパス内(文京区本郷 7-3-1)で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

また、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画を配信します。

【シンポジウムの詳細、申し込みはこちら】
過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

【お問い合わせ】
株式会社プロセスユニーク(委託先)
TEL: 0570-036-222 ※受付時間 9:00～17:30(月～金)

■「過重労働解消のためのセミナー」のご案内
過重労働の防止は、日々の労務管理の見直しから。
過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

【対象者】

事業主や人事・労務担当者など、過重労働解消や業務効率化に関心がある方(どなたでも無料で受講できます)

【実施期間】

10 月から 12 月まで

【開催方法】

全国 47 都道府県の会場開催(オンライン同時中継あり)と、オンラインのみの開催があります。

※ 特別企画として「業務効率化セミナー」も開催します

【セミナー内容】

過重労働に関連する基本的なルールや裁判例、改善・対策方法、企業の取り組み事例などを幅広く説明します。オンラインのセミナーも同内容です。

- ・ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ・ 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に関する裁判例
- ・ 企業の取り組み事例 など

■業務効率化セミナー

過重労働解消のための「業務効率化」をテーマとして、実践的な内容を説明します。

オンラインにより期間中2回開催予定です。

【詳細、申し込みはこちら】

令和 8 年度 過重労働解消のためのセミナー

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「令和 8 年度 就業環境整備・改善支援事業」運営事務局

運営会社:佐川印刷株式会社

TEL: 050 - 5574 - 5071(平日 9:00~17:00 まで)

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省（広報室）では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/